

佐賀県規則第22号

政治倫理の確立のための佐賀県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための佐賀県知事の資産等の公開に関する条例施行規則（平成7年佐賀県規則第57号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
様式第3号（第5条関係）				様式第3号（第5条関係）			
略				略			
		所得金額	基因となつた事実			所得金額	基因となつた事実
略				略			
分離課税	略			分離課税	略		
	株式等の事業・譲渡・雑所得				一般株式等の事業・譲渡・雑所得		
	上場株式等の配当所得				上場株式等の事業・譲渡・雑所得		
	略				上場株式等の利子・配当所得		
略				略			
略				略			

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。